

静岡県公安委員会規則第23号

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年7月29日

静岡県公安委員会委員長 諏訪部 敏 之

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を改正する規則

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(運転免許試験の申請)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受験者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、申請書類等に、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>規則第17条第2項第3号</u>に該当する者 届出自動車教習所教習受講証明書（様式第9号）</p> <p>(8) (略)</p> <p>(技能検査の申請)</p> <p>第12条 技能検査を受けようとする者は、規則第18条の2の3に定めるところにより、技能検査申請書その他関係書類を運転免許センターに提出し、又は提示しなければならない。</p>	<p>(運転免許試験の申請)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受験者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、申請書類等に、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>規則第17条第2項第4号</u>に該当する者 届出自動車教習所教習受講証明書（様式第9号）</p> <p>(8) (略)</p> <p>(技能検査の申請)</p> <p>第12条 技能検査を受けようとする者は、規則第18条の2の3に定めるところにより、技能検査申請書（<u>様式第11号の2</u>）その他関係書類を運転免許センターに提出し、又は提示しなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号中「運転禁止処分」を「6月を超える運転禁止処分」に、「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、様式第5号を次のように改める。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 9 条関係)

外国免許証関係申立書

申立人	本 籍・国 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
免許証	免許証を発給した 外国の行政庁	別添「日本語による翻訳文」のとおり。
	交 付 番 号	
	交 付 年 月 日	
	有 効 期 限	
	当該免許で運転で きる自動車の種類	
	免 許 の 条 件	
免許証発給国における 滞在期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日間
過去に日本国の運転免許証を所持していたことが		ある・ない
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日 氏 名</p> <p>申立人の依頼により通訳・代書した。</p> <p>勤務先・住所 氏 名</p>		

(注)

- 1 日本国の運転免許証を所有している場合は、写しを添付すること。
- 2 免許証発給国における滞在期間欄について、パスポート、在留カード等により滞在期間を確認できない場合は、記載を要しない。
- 3 申立人の依頼により通訳し、又は代書したときは、通訳・代書のいずれかを○で囲むとともに、勤務先又は住所を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第11号の次に次の様式を加える。

様式第 11 号の 2 (第 12 条関係)

技 能 検 査 申 請 書	
年 月 日	
静岡県公安委員会 殿	
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	
検査を受けようとする自動車の種類	
仮免許証の写し	別添のとおり
証紙貼付欄	

(注)

- 1 仮免許証の写しは、現に受けている仮免許証の両面を複写すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

附 則

この規則は、平成28年7月29日から施行する。